

高速船艦島 (K-LINER) お盆期間中の臨時便運航

8月12日(水) から16日(日)までの5日間、川内(艦島)里(長浜)航路において、下表のとおり臨時便を運航します。
なお、臨時便を含む各便については、インターネットまたは電話にて2カ月前より予約できます。



旅客定員に達した場合は、予約のお客さまが優先となりますので、ご了承ください。
【インターネット予約】艦島商船(株)ホームページよりご予約ください。
http://www.koshikisho.co.jp/
【電話予約】

▼艦島商船(株)川内営業所
☎(41)5100
*受付時間は9時30分～16時30分
▼艦島商船(株)予約センター
☎(32)6458
*受付時間は8時30分～17時(日曜日を除く)



高速船艦島(K-LINER) 臨時便運航表(8/12～16)

Table with columns: 港名, 1便, 臨時増便, 2便. Rows: 川内, 里, 長浜. Includes departure and arrival times for down and up directions.

川内港シャトルバス (こしきバス) お盆期間中の臨時便運航

高速船の臨時便運航に伴い、川内港シャトルバスも増便し、次のとおりの運行となります。



川内港シャトルバス(こしきバス) 臨時便運行表(8/12～16)

Table with columns: 国道3号ルート, 県道京泊大小路ルート, 臨時増便. Rows: 川内, 山形屋前, 大小路, 上川内, 草道駅前, 川内港ターミナル, 川内港ターミナル, 川内, 御釣場, 五代, 神社口, 大小路, 川内. Includes departure and arrival times.

【問合せ】 庭等医療費は認定可
児童が里親や施設入所しているとき
婚姻届は出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情があるとき
*受給するためには申請が必要です。支給要件や支給額および必要書類などについては、お問い合わせください。
【申請・問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2365) または各支所地域振興課

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費を ご存じですか
ひとり親や父母に代わって児童を養育している方などに対し、児童扶養手当支給および医療費助成があります。(所得制限あり)
次の要件に当てはまる方は、対象となります。

【要件】 ①④⑤のいずれかに該当する児童を監護している場合
①父母が婚姻を解消
②父または母が死亡
③父または母が重度の障害状態
④父または母の生死が不明
⑤その他(遺棄・拘禁・保護命令など)
*次の場合は認定されません。
・受給している公的年金や遺族補償が、児童扶養手当額より高いとき(ひとり親家

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費 現況届の提出
児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の受給資格者は、現況届を提出してください。該当者には、7月下旬頃に届出書などを送付します。
【受付期間】 8月3日(月)～31日(月) 8時30分～17時(12時～13時を除く)
*土・日曜日を除きます。
【受付場所】 本庁6階603会議室または各支所地域振興課
*届け出がない場合、手当の支給や医療費の助成が受けられなくなります。
【問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2365) または各支所地域振興

市民活動の立ち上げを 応援します!
市民活動支援補助金 (スタートアップコース)
【対象となる事業】 地域活性化のために、応募団体自らが企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費などが当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた事業
*次のような事業は対象となりません。

①営利を目的とする事業または宗教活動など、もしくは政治活動などに該当する事業
②国または地方公共団体との共催による事業
③国、地方公共団体または民間団体など、他の制度による補助、助成または委託を受けている事業
④事業の実施による主たる効果が市外で生じる事業
⑤事業の実施による効果が及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
⑥その他、公序良俗に反するなど、補助対象事業として適当でないと思われる事業
【応募できる団体】 次の条件を全て満たす団体
▼構成員が5人以上で、その過

半数が本市に住所を有していること
▼公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
*地区コミュニティ協議会および自治会は応募できません。
【補助の対象となる経費】 対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。
【補助金の額】 対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(左表)を乗じて得た額とします。

Table with columns: 補助回数, 補助率, 補助上限. Rows: 1回目 (80%), 2回目 (70%), 3回目 (50%). 補助上限: いずれも20万円(千円未満切捨て)

【応募締切】 8月31日(月)
【応募方法】 関係書類に必要な事項を明記の上、直接または郵送
【問合せ・提出先】 〒895-8650 神田町3番22号

8月は「道路ふれあい月間」です
いい出会い
いい道からの贈り物
(平成27年度推進標語)

道路敷地内の草刈りや空缶回収などを通じて、道路の役割や重要性を再認識していただくため、8月1日から31日までを「道路ふれあい月間」としています。
みんなの道路を美しく安全に保ちましょう。

【問合せ】 本庁建設維持課建設管理G(内線3333)
または各支所地域振興課
唐浜キャンプ海水浴場・西方海水浴場オープン



東シナ海を望む素晴らしい眺望が自慢の、唐浜キャンプ海水浴場と西方海水浴場が今年もオープンしました。夏のひとときを家族や友人と過ごしませんか。
【期間】
▼唐浜キャンプ海水浴場 8月9日(日)まで
▼西方海水浴場 8月16日(日)

本庁コミュニティ課(内線4613)

老人介護手当の申請

老人介護手当を支給します。次の全ての要件に該当する方は申請してください。
【要件】
▼要介護高齢者・介護者ともに本市に1年以上住所を有していること
▼要介護4または5と認定された65歳以上の高齢者を、基準日(8月1日)から過去6カ月間に3カ月以上継続して在宅介護していること
▼要介護高齢者と同一世帯の世帯員(同居者)全員が、市民税所得割が非課税であること
*特別障害者手当または経過的福祉手当を受給されている方(支給対象者を含む)は対象外です。

【支給額】 6万円
【申請期間】 8月3日(月)～31日(月) 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)
*土・日曜日を除きます。
【必要なもの】 介護者の印鑑(スタンプ印を除く)、介護者名義の通帳(代理の方でも申請可)
【問合せ】 本庁高齢・介護福祉課介護給付G(内線2675) または各支所地域振興課